

【中国】 博物館条例の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 近年、博物館の増加が著しい中国で、博物館に対する適正な管理を行い、博物館事業の一層の発展を図ることを目的として博物館条例が制定された（2015年2月9日公布、同3月20日施行）。

1 制定の背景

中国の博物館総数は、改革開放政策が始まった1978年にはわずか349館であったが、その後飛躍的に増加し、2013年には3,473館となった。年間入館者数も2013年にはのべ6億3776万人に上っている。近年、中国政府は社会教育施設としての博物館の役割を重視し、博物館振興に力を入れている。一方、市場経済化が進む中で、民営博物館の増加など博物館の運営形態が多様化し、事業内容の非営利性やその質の保障をめぐる、博物館行政に新たな課題も生まれている。入館料の無料化や博物館評価基準の制定も重要課題と位置付けられている。

立法面では、文化財保護法に博物館に関する規定があるが、博物館の管理運営に特化した現行法規は文化省の定める「博物館管理規則」（注1）のみであり、法整備が長年の懸案であった。2015年2月9日、法規のレベルが一段上位の「博物館条例」（注2）が公布され、同3月20日から施行されたことにより、中国の博物館法制は新たな段階を迎えた。

2 構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：博物館の設置、変更及び廃止（第10条～第16条）、第3章：博物館の管理（第17条～第27条）、第4章：博物館の社会サービス（第28条～第38条）、第5章：法的責任（第39条～第44条）、第6章：附則（第45条～第47条）。

(2) 立法目的

博物館事業の発展を促進し、博物館の機能を発揮して精神文化に対する国民の要求を満足させ、国民の思想道徳と科学文化素質を向上させることを目的とする（第1条）。

(3) 博物館の定義

教育、研究及び鑑賞を目的として、人類活動及び自然環境の証拠物を収蔵、保護及び展示公開し、登録管理機関による法に基づく登録を経た非営利組織をいう（第2条）。

(4) 国有博物館と非国有博物館

博物館は、国有資産を主に利用する国有博物館と、非国有資産を主に利用する非国有博物館に区別され、両者は設置条件、サービス提供、管理・規制、専門資格認定、財政・税制措置において公平に扱われる（第2条）。

(5) 運営経費

国有博物館については政府予算により、非国有博物館については設置者が当該博物館を正常に運営する経費を保障しなければならない。また、国は、博物館運営のための公益性基金の設立や博物館による自主的な資金調達を奨励する。(第5条)

博物館は、法に基づき税制上の優遇措置を受ける(第6条)。

(6) 定款と理事会

博物館は、設置に当たって定款を制定し、定款において理事会の構成及び運営方法等を含む組織管理体制を定めなければならない(第11条)。

(7) 収蔵品の取得と管理

博物館は、購入、寄贈、法に基づく交換など法に定める方法によって収蔵品を取得するものとし、入手経路が不明又は非合法なものを取得してはならない(第21条)。

博物館は、所蔵目録を作成し、文化財指定のあるものについては別途文化財目録を作成して厳格な管理制度を構築し、監督官庁に届け出なければならない(第22条)。

博物館の法定代表者は、収蔵品の安全に責任を負う(第23条)。

博物館は、文化財等の収蔵品に関する商業活動に従事してはならず、それ以外の商業活動に従事する場合も、当該博物館の設置の趣旨に違反し、見学者の利益を損なってはならない(第19条)。

(8) 一般公開と無料化

博物館は、登録証書の取得日から6か月以内に一般公開しなければならない(第28条)。

博物館は、具体的な開館日時を公告し、国の法定祝日及び学校の冬期・夏期休暇期間は開館しなければならない(第29条)。

国は博物館の無料開放を奨励し、県級以上の人民政府は無料開放を実施している博物館に対し必要な経費補助を行わなければならない(第33条)。

(9) 展示方針

展示のテーマと内容は、憲法の定める基本原則並びに国の安全と民族団結の維持、愛国主義の発揚、科学精神の提唱、科学知識の普及、優秀な文化の伝播、良好な気風の醸成、社会調和の促進及び社会文明の進歩の推進に合致するものでなければならない(第30条)。

(10) 罰則

博物館が入手経路の不明又は非合法な収蔵品を取得した場合、展示のテーマ及び内容が悪影響をもたらすものであった場合、又は博物館がこの条例で認められていない商業活動に従事した場合、監督官庁又は登録管理機関は、是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の2倍以上5倍以下の過料、違法所得がない場合は5千元以上2万元以下(1元は約19円)の過料に処し、悪質な場合は博物館登録を取り消す(第39条、第40条)。

注(インターネット情報は2015年3月16日現在である。)

(1) 「博物館管理办法」(文化部令第35号、2005年12月22日公布、2006年1月1日施行) 国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200512/20051200273197.shtml>>

(2) 「博物館条例」(国务院令第659号) 同上 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201503/20150300398307.shtml>> 中国の「条例」は、国务院(中央政府)が憲法や法律に基づき制定したものをいう。